

千歳市既存借上型市営住宅制度実施要領

平成 29 年 4 月 4 日市長決裁

改正

平成 30 年 2 月 28 日市長決裁（建設部長専決）

千歳市既存借上型市営住宅制度実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、千歳市既存借上型市営住宅制度要綱（平成 29 年 4 月 4 日市長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募における公表事項）

第 2 条 市長は、要綱第 3 条の規定による公募を行うときは、当該公募に係る既存借上型市営住宅に関する次の事項を公表するものとする。

- （ 1 ）借り上げる戸数
- （ 2 ）構造、設備等の基準
- （ 3 ）維持管理、修繕等に係る費用負担区分
- （ 4 ）事業計画の申請を受け付ける期間
- （ 5 ）公募の対象となる地域
- （ 6 ）その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、市のホームページへの公開により行うものとする。

（転用計画の申請等）

第 3 条 要綱第 4 条の規定により転用計画の申請を行おうとする者は、既存借上型市営住宅転用計画応募申請書（様式第 1 号）に別表第 1 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、要綱第 6 条第 2 項の規定により転用計画の採用又は不採用を決定したときは、転用計画の採用にあつては既存借上型市営住宅転用計画採用通知書（様式第 2 号）により、転用計画の不採用にあつては既存借上型市営住宅転用計画不採用通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（措置の報告）

第 4 条 要綱第 10 条の規定による措置の報告は、条件等に対する措置の報告書（様式第 4 号）に必要な書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

（地位の承継）

第5条 要綱第15条の規定により転用計画の採用に基づく地位を承継するために市長の承認を受けようとする者は、既存借上型市営住宅転用計画承継承認申請書（様式第5号）に、転用計画に関する権原を取得したことを証する書類その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該承継が妥当であると認めるときは、既存借上型市営住宅転用計画地位承継承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

付 則

この要領は、平成29年4月4日から施行する。

付 則（平成30年2月28日市長決裁）

この要領は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

転用計画の申請書に添付する書類

書 類	備 考
既存借上型市営住宅構造・設備等基準チェックシート	別に定める様式による。
転用計画書	様式第 7 号
位置図	方位、住宅の位置、主要道路、周辺の土地の利用状況及び日常生活上必要な施設（医療機関、店舗等）の位置等がわかるものであること。
配置図	縮尺、方位、前面道路の幅員、接道の長さ、敷地境界線、敷地内外の高低差、建築物の位置、住棟出入口、駐車施設及び共同施設等の位置等がわかるものであること。
各階平面図	縮尺、方位、間取り、住戸番号、各室の用途及び規模（㎡表示）、開口部の位置、手摺りの位置、収納容積率、共用廊下・階段及びスロープの幅並びに天井の高さ及び平均天井高さ等が分かるものであること。（配置図と 1 階平面図を兼ねるものを認める。）
立面図	2 面とし、縮尺、隣地境界線、斜線、建築物の高さ、ひさし及び開口部の位置、外壁の仕上げ等を明示すること。
面積表	敷地面積及び床面積がわかるものとする。
現況写真	建物、敷地及び敷地周辺等について、A 4 版で任意の書式とする。
住民票（事業者本人のもの）	原本提出。事業者本人（代表申請者）分を提出すること。法人の場合は、登記事項証明書、定款又は寄付行為も添付すること。
印鑑登録証明書	原本提出。事業者本人（代表申請者）分を提出すること。
市税等の納付状況を調査することに対する同意書	様式第 8 号 事業者（共有者含む）が個人であり市内に居住している場合、法人であり法人市民税の納税義務がある場合に提出すること。
転用同意書	様式第 9 号 建物が共有名義の場合に提出すること。

滞納がないことを証する書類	原本提出。建物の共有者が千歳市外の個人又は法人である場合に提出すること。
法人の概要・事業経歴等について	様式第 10 号 事業者が法人の場合のみ提出すること
管理運営実績について	様式第 11 号
対象となる土地及び建物の登記簿謄本	写しでも可。建設中の場合は、完成後に建物保存登記設定後の登記簿謄本を提出すること。
公図	写しでも可。該当土地を赤色で示し、分合筆を行う場合は、分合筆予定線を表示すること。
土地の評価額を証する書類	証明書の場合は原本提出。対象となる土地に係るものとする。
転用承諾書	様式第 12 号 申請者と土地所有者が異なる場合に提出すること。
建築確認申請書及び建築確認済証（通知書）	写し提出。
検査済証	写し提出。建設中の場合は、完成後に提出すること。
工事費の積算資料	工事請負契約書の写しなど工事費の根拠となる資料を提出すること。建設中の場合は、完成後に工事費が確定したことが分かる資料を追加で提出すること。
火災保険証券	写し提出。建設中の場合は、完成後に提出すること。
委任状	様式第 13 号 事業者が転用に係る申請等を他の者に委任する場合に提出すること。
権利登記に関する同意書	様式第 14 号 転用建築物に(根)抵当権その他権利が登記されている場合に提出すること。
その他	市長が特に必要と認める書類等。